

第2回土岐川庄内川流域委員会 議事要旨

日時 : 平成15年6月5日(木) 13:00~15:00

場所 : 名古屋逓信会館 3F 桐楓の間

1. 開会

2. 挨拶(局長代理 中部地方整備局河川部河川計画課長)

3. 議事

第1回土岐川庄内川流域委員会議事要旨の確認

第1回流域委員会議事要旨が確認されました。

流域委員会の運営について

次のことが決定(承認)されました。

- ・「情報公開について(案)」、「傍聴にあたってのお願い(案)」は、原案通り承認。
- ・ニュースレターは、委員の顔のみえるものとして議事要旨と少し性格の異なる内容で発行すること。
- ・傍聴者は、委員会に対し「委員会意見シート」により意見を述べるができること。
- ・傍聴者から提出された意見は、次回委員会までに各委員へ配布すること。(各委員はそれをふまえて発言することもある)
- ・委員長から副委員長設置に関する規約改正の発議があり、承認。
- ・副委員長には、松尾直規委員を指名、承認された。

河川整備計画策定を進める体制について

次のことが確認されました。

- ・流域委員会からの情報発信、及び地域懇談会(総称)、行政連絡会議(仮称)での意見のフィードバック等の情報管理は、河川管理者が行うこと。
- ・流域委員会を含めた3者は独立して存在するものであるが、当面は流域委員会が連携のリーダーシップをとることが望ましい。

計画の枠組みと策定の流れ

次のことが確認されました。

- ・整備計画目標の議論にあたっては、基本方針の素案の内容を整理し提示することで、当面、基本方針の素案を背景に整備計画の議論を進めること。

土岐川庄内川の現状と課題

次の意見を頂きました。

- ・流域委員会は、直轄管理区間の河川整備計画を議論するものであるが、治水をはじめ利水、環境等に関連し必要な支川、上流域の情報を提示してほしい。
- ・計画規模に関わる目標レベルについてわかりやすく説明してほしい。
- ・縦断的な治水レベルを評価するために、堤防整備率28%に対し未整備の堤防の状況について提示してほしい。
- ・20～30年間の河川整備の予算的な枠組みを提示してほしい。
- ・背後地の状況に応じて、箇所毎に安全度にばらつきがあってもよいとする考え方もある。
- ・利水の将来ビジョンを考える上で、渇水時における給水制限等の状況を提示してほしい。
- ・防災情報システムに関する説明をしてほしい。
- ・ハード対策とソフト対策の組み合わせを検討していく必要がある。
- ・河口干潟については生息生物の変遷を議論の出発点としたい。また、保全に向けて取り得る手段についても提示してほしい。
- ・干潟への土砂供給の観点から、砂防ダムの状況について説明してほしい。
- ・霞堤など庄内川における伝統治水工法の実態について説明してほしい。

次回の議題について

次のことが決定されました。

- ・7月下旬から8月上旬に現地視察会を行うこと。
- ・その上で、9月上旬に「課題の総括整理と情報の共有化」を議題として第3回流域委員会を開催すること。

4．閉会の挨拶（庄内川河川事務所所長）

5．閉会

土岐川庄内川流域委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「土岐川庄内川流域委員会」(以下「流域委員会」という。)とする。

(目的及び設置)

第2条 本流域委員会は、今後、20～30年間の具体的な河川整備内容を示す「土岐川庄内川河川整備計画(案)」の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者等の意見を聴く場として、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

(役割)

第3条 「土岐川庄内川河川整備計画(原案)」について意見を述べる。
2. 土岐川庄内川の整備に関する重要事項について、必要に応じて指導助言する。

(組織等)

第4条 流域委員会の委員は、局長が委嘱する。
2. 流域委員会の設置は整備計画の出来るまでの2年とする。

(情報公開)

第5条 会議は原則公開とし、議事内容及び会議資料の公開方法については、流域委員会で定める。

(会議)

第6条 流域委員会には委員長及び副委員長を置くこととし、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が委員の中から指名する。
2. 委員長は会務を総括し、流域委員会を代表する。
3. 委員長は流域委員会を招集する。
4. 副委員長は委員長を補佐する。
5. 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。
6. 流域委員会はその運営に関し、運営方針を定める。

(臨時委員)

第7条 流域委員会は必要に応じて、臨時に委員を招聘することができる。

(参考人)

第8条 流域委員会は必要に応じて、委員以外のものから参考意見を聴くことが出来る。

(事務局)

第9条 流域委員会の事務局は国土交通省中部地方庄内川河川事務所が行うものとし、流域委員会の指示により、以下の事務をする。
2. 会議資料の作成
3. 議事録、会議内容のとりまとめ及び公表資料案の作成等

(規約の改正)

第10条 本規約の改正は、全委員総数の過半数の同意をもってこれを行うものとする。

(雑則)

第11条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、流域委員会において定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成15年3月3日から施行する。
平成15年6月5日一部改正

流域委員会の運営について

情報公開について

（主 旨）

土岐川庄内川流域委員会規約第5条に基づき、情報公開に関し必要な事項を定めるものです。

（公 開）

会議は原則として公開とします。ただし、個人のプライバシーに関わることや、特定の野生動物の保護に著しい支障が及ぶ恐れがある場合などは、その一部又は全部を非公開とすることができます。非公開にする内容については、委員長が決定します。

（傍 聴）

会議の傍聴に関しては、別途「傍聴にあたってのお願い」を定めるものとします。

（記 録）

- ・会議の記録は、議事記録（速記録、議事抄録、議事要旨）とニュースレターとし、事務局が作成し、公開資料とします。
- ・ニュースレターの発行は事務局が行うものとします。

（取 材）

会議の円滑な進行のため、撮影用ライトを用いた会議風景の撮影は原則として冒頭の委員長の挨拶までとし、「傍聴にあたってのお願い」で定めたことの範囲内での記録は構わないものとします。

（情報の提供方法）

- ・開催案内などの情報提供については庄内川河川事務所ホームページ、中部地方整備局記者クラブへの資料配付等にて行います。
- ・会議の配布資料は、会議会場でのみ配布します。また、配布資料は庄内川河川事務所での閲覧や庄内川河川事務所ホームページ上にて公開します。
- ・会議の記録は、庄内川河川事務所ホームページやニュースレター等を通じて公開します。ただし、速記録は庄内川河川事務所での閲覧のみとします。

流域委員会の運営について

傍聴にあたってのお願い

(主 旨)

土岐川庄内川流域委員会の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いを定めるものです。

(傍 聴)

1. 会議を傍聴される方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要な事項を記入していただきます。
2. 会場内に傍聴者席を準備致しますが、会場の都合により満席の場合は入室をお断りすることがあります。
3. 傍聴者は会議の風景撮影や筆記、録音等の記録は原則可能とします。傍聴者は(傍聴)第4項を遵守していただきます。
4. 傍聴者は会議場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。

会議における委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。
会議に対し意見等がある場合は、事務局にお申しで下さい。所定の用紙により意見を述べることができます。いただいたご意見は、各委員へ参考資料として配布させていただきます。

私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。
審議中の立ち歩きや会場の出入りは極力遠慮願います。
携帯電話の使用は遠慮願います。
フラッシュライトや撮影照明等を使用した撮影は遠慮願います。ただし、冒頭の委員長挨拶までそれらを使用した撮影は可能とします。
その他、議事の妨げとなるようなことは遠慮願います。
5. 非公開の決議がなされた時、または委員長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくことになります。
6. その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

委員会意見シート

委員会に関する意見等ございましたら、このシートに必要事項を明記の上、事務局にお渡しください。

ふりがな 名前	
所属（職業）	
住所	〒 -
電話番号	
E-mail (お持ちの方はご記入願います)	
意見	